

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

u003c/divu003e

改正後				改正前			
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
さ	債権管理回収業に関する特別措置法	平成10年法律第126号		さ	(新設)	(新設)	
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
た	(省略)	(省略)		た	(同左)	(同左)	
	宅地建物取引業法	昭和27年法律第176号			(新設)	(新設)	
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
ほ	(省略)	(省略)		ほ	(同左)	(同左)	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	平成3年法律第77号			(新設)	(新設)	
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	公売不動産	第79条関係11	公売財産(不動産に限る。)		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ほ	(省略)	(省略)	(省略)	ほ	(同左)	(同左)	(同左)
	暴力団員等	第99条の2関係2	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

- 1 -

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目別目次</p> <p style="text-align: center;">第5章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p style="text-align: center;"><u>第99条の2関係 暴力団員等に該当しないこと等の陳述</u></p> <p><u>暴力団員等</u> <u>陳述すべき事項</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 公売</p> <p style="text-align: center;"><u>第106条の2関係 調査の囑託</u></p> <p><u>必要な調査の囑託</u></p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 公売への参加制限 最高価申込者の決定の取消し等 公売保証金の国庫帰属 <u>自己の計算において入札等をさせようとする者</u></p>	<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目別目次</p> <p style="text-align: center;">第5章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2款 公売</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 公売への参加制限 最高価申込者の決定の取消し等 公売保証金の国庫帰属 (新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>暴力団員等に該当すると認められる場合</u></p> <p>第3款 随意契約による売却</p> <p>第109条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 随意契約により売却できる場合 売却する場合の通知等 売却の場所 見積価額 公売保証金の不必要 あらかじめ公告した価額による売却 買受人となるべき者の決定の通知及び公告 <u>暴力団員等に該当しないこと等の陳述</u></p> <p>第10章 罰則</p> <p>第189条関係 <u>（虚偽の陳述の罪）</u></p> <p><u>陳述すべき事項</u></p> <p>第190条関係 （両罰規定等）</p> <p>趣旨 両罰規定の適用 人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>	<p>(新設)</p> <p>第3款 随意契約による売却</p> <p>第109条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 随意契約により売却できる場合 売却する場合の通知等 売却の場所 見積価額 公売保証金の不必要 あらかじめ公告した価額による売却 買受人となるべき者の決定の通知及び公告</p> <p>(新設)</p> <p>第10章 罰則</p> <p>(新設)</p> <p>第189条関係 （両罰規定等）</p> <p>趣旨 両罰規定の適用 人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第 802 条の積荷等についての先取特権 （優先順位等）</p> <p>16 商法第 802 条（積荷等についての先取特権）の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法第 842 条）に関する規定が準用されているので（同法第 802 条第 2 項）、優先順位及び除斥期間については、19 及び 20 の（1）とそれぞれ同様である。</p> <p>また、同法第 802 条の積荷等についての先取特権は、その目的物である積荷等が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（民法第 333 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>差押えの効力 （効力の保証）</p> <p>52 差押えによる法律上又は事実上の処分禁止は、法第 187 条《罰則》若しくは第 190 条《罰則》又は刑法第 96 条《封印等破棄の罪》、第 115 条《放火の罪》、第 120 条第 2 項《出水の罪》、第 242 条《窃盗及び強盗の罪》、第 251 条《詐欺及び恐喝の罪》、第 252 条第 2 項《横領の罪》若しくは第 262 条《毀棄の罪》の各規定により間接的に保証されている。</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除することができる場合 （公売に付しても入札等がなかった場合）</p> <p>11 法第 79 条第 2 項第 3 号の「入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかった場合」とは、適法な入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）が</p>	<p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第 802 条の積荷等についての先取特権 （優先順位等）</p> <p>16 商法第 802 条（積荷等についての先取特権）の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法第 842 条）に関する規定が準用されているので（同法第 802 条第 2 項）、優先順位及び除斥期間については、19 及び 20 の（1）とそれぞれ同様である。</p> <p>また、同法第 802 条の救助者の先取特権は、その目的物である積荷等が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（民法第 333 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>差押えの効力 （効力の保証）</p> <p>52 差押えによる法律上又は事実上の処分禁止は、法第 187 条《罰則》若しくは第 189 条《罰則》又は刑法第 96 条《封印等破棄の罪》、第 115 条《放火の罪》、第 120 条第 2 項《出水の罪》、第 242 条《窃盗及び強盗の罪》、第 251 条《詐欺及び恐喝の罪》、第 252 条第 2 項《横領の罪》若しくは第 262 条《毀棄の罪》の各規定により間接的に保証されている。</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除することができる場合 （公売に付しても入札等がなかった場合）</p> <p>11 法第 79 条第 2 項第 3 号の「入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかった場合」とは、適法な入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がな</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>なかった場合のほか、次に掲げる不適法な入札等のみがあった場合も含まれる。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p><u>(5) 公売財産（不動産（第 68 条関係 1 参照）に限る。以下「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）が法第 99 条の 2 の規定により陳述すべき事項を陳述をせずにした入札等</u></p> <p><u>(6) 法第 108 条第 2 項により入札等がなかったものとされた入札等（同条第 1 項の規定に該当する者を最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）とする決定を取り消した場合のその決定に係る入札等を含む。）</u></p> <p><u>(7) 法第 108 条第 5 項の規定により取り消された同項の最高価申込者等を最高価申込者等とする決定に係る入札等</u></p> <p>(注) （省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 99 条の 2 関係 暴力団員等に該当しないこと等の陳述</u></p> <p>暴力団員等</p> <p><u>1 法第 99 条の 2 に規定する「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をいう。</u></p> <p><u>(注) 「暴力団員」とは、暴力団の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）をいい、指定暴力団員（同法第 9 条）に限られない。</u></p> <p><u>「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう（同法第 2 条第 2 号）。</u></p> <p>陳述すべき事項</p> <p><u>(陳述すべき事項)</u></p> <p><u>2 法第 99 条の 2 の規定により陳述すべき事項は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める事項である。</u></p>	<p>かった場合のほか、次に掲げる不適法な入札等のみがあった場合も含まれる。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 法第 108 条第 2 項により入札等がなかったものとされた入札等（同条第 1 項の規定に該当する者を最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）とする決定を取り消した場合のその決定に係る入札等を含む。）</p> <p>(新設)</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(1) <u>入札等をしようとする者が個人である場合 次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>入札等をしようとする者が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>ロ <u>自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合は、その役員）が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>(2) <u>入札等をしようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>入札等をしようとする者の役員が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>ロ <u>自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合は、その役員）が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>(注) <u>上記の役員については、3を参照。</u></p> <p><u>(役員)</u></p> <p><u>3 法第99条の2の「役員」とは、法人の業務の執行又はその監査等に係る権限を有する者等をいう。</u></p> <p><u>(注) 役員が法人の場合は、当該法人の役員及び職務執行者がこれに該当する。</u></p> <p><u>(自己の計算において入札等をさせようとする者)</u></p> <p><u>4 法第99条の2第2号の「自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者」とは、公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。</u></p> <p><u>例えば、当初から公売不動産を取得する目的で第三者に公売不動産を取得するための資金を提供し、当該第三者がその資金を提供した者のために入札等をした場合におけるその資金を提供した者は、自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者に該当する。</u></p> <p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p> <p>(公売保証金に係る契約の要件)</p>	<p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p> <p>(公売保証金に係る契約の要件)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>7 法第 100 条第 1 項第 2 号の「契約」の要件は、期限を定めず入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により保証銀行等が納付することを約する契約であることとする（規則第 1 条の<u>3</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 106 条の 2 関係 調査の嘱託</p> <p><u>必要な調査の嘱託</u></p> <p><u>（役員）</u></p> <p>1 法第 106 条の 2 の「役員」については、第 99 条の 2 関係 3 と同様である。</p> <p><u>（調査を嘱託しなければならない者）</u></p> <p>2 法第 106 条の 2 の規定により暴力団員等に該当するか否かについての調査を嘱託しなければならない者は、次に掲げる者とする（ただし、この調査の嘱託を要しない場合については、3 参照）。</p> <p>(1) <u>公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員）</u></p> <p>(2) <u>自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）</u></p> <p>(注) <u>上記の者が、明らかに暴力団員等に該当すると認められる場合であっても、暴力団員等の判定（第 108 条関係 27 参照）に当たっては、この調査の嘱託は省略することができないことに留意する。</u></p> <p><u>（調査の嘱託を要しない場合）</u></p> <p>3 <u>公売不動産の最高価申込者等が行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等であつて次に掲げるものを受けて事業を行っている場合は、法第 106 条の 2 の規定による調査の嘱託を要しない（法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、規則第 1 条の 4、令和 2 年国税庁告示第 19 号）。</u></p>	<p>7 法第 100 条第 1 項第 2 号の「契約」の要件は、期限を定めず入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により保証銀行等が納付することを約する契約であることとする（規則第 1 条の<u>2</u>）。</p> <p>(新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(1) <u>宅地建物取引業法第3条第1項の免許</u></p> <p>(2) <u>債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可</u></p> <p><u>(自己の計算において入札等をさせようとする者)</u></p> <p>4 <u>法第106条の2第2項の「自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者」については、第99条の2関係4と同様である。</u></p> <p style="text-align: center;">第107条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合</p> <p>1 税務署長は、次のいずれか一つに該当する場合には、同一の財産を更に公売に付する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>法第108条第2項又は第5項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札等がなかったものとされ、又は最高価申込者とする決定が取り消されたことによって、売却決定を取り消したとき。</u></p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p><u>自己の計算において入札等をさせようとする者</u></p> <p>25 <u>法第108条第5項の「自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者」については、第99条の2関係4と同様である。</u></p> <p><u>暴力団員等に該当すると認められる場合</u></p> <p><u>(役員)</u></p>	<p style="text-align: center;">第107条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合</p> <p>1 税務署長は、次のいずれか一つに該当する場合には、同一の財産を更に公売に付する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>法第108条第2項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札等がなかったものとされ、又は最高価申込者とする決定が取り消されたことによって、売却決定を取り消したとき。</u></p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>26 法第 108 条の 2 の「役員」については、第 99 条の 2 関係 3 と同様である。</u></p> <p><u>(暴力団員等の判定)</u></p> <p><u>27 法第 108 条第 5 項の「公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合」とは、第 106 条の 2 関係 2(1)又は(2)に掲げる者が「公売不動産の入札等がされた時」又は「法第 113 条第 1 項《不動産等の売却決定》に規定する売却決定期日」の現況により判定した場合に暴力団員等に該当すると認められるときをいう。</u></p> <p><u>(暴力団員等に該当すると認められる場合の最高価申込者等の決定の取消し)</u></p> <p><u>28 法第 108 条第 5 項の規定の適用については、同項各号に掲げる者に該当すると認められる者が最高価申込者又は自己の計算において最高価申込者に入札等をさせた者であるときは、これらの最高価申込者を最高価申込者とする決定を取り消すものとし、当該各号に掲げる者に該当すると認められる者が次順位買受申込者又は自己の計算において次順位買受申込者に入札等をさせた者であるときは、これらの次順位買受申込者を次順位買受申込者とする決定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>この場合において、最高価申込者等から提供された公売保証金は、これらの最高価申込者等に返還する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p><u>暴力団員等に該当しないこと等の陳述</u></p> <p><u>13—2 随意契約による売却をする場合には、法第 99 条の 2 《暴力団員等に該当しないこと等の陳述》の規定が準用されるから（法第 109 条第 4 項）、この陳述については、第 99 条の 2 関係 1 から 4 までに準じて行う。</u></p> <p>買受人となるべき者の決定の通知及び公告</p>	<p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>(新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>14 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合には、法第 106 条第 2 項及び第 3 項《最高価申込者等を決定した場合の利害関係人に対する通知及び公告》<u>並びに法第 106 条の 2 《調査の囑託》の規定が準用されるから（法第 109 条第 4 項）、この通知及び公告については第 106 条関係 3 から 5 までに準じて、この調査の囑託については第 106 条の 2 関係 1 から 4 までに準じて、それぞれ行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p>売却決定期日</p> <p>1 法第 113 条に規定する売却決定期日については、休日等に当たっても延長されない（通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p>罰則の適用</p> <p>9 法第 141 条の質問及び検査については、法第 188 条及び<u>第 190 条</u>の規定による罰則の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第 189 条関係 虚偽の陳述の罪</p> <p>陳述すべき事項</p> <p>1 法第 189 条の「陳述すべき事項」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項をいう（第 99 条の 2 関係 2、第 109 条関係 15 参照）。</p> <p><u>(1) 入札等（随意契約による買受申込みを含む。以下この項において同じ。）をしようとする者が個人である場合 次に掲げる事項</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>入札等をしようとする者が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ロ <u>自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合は、</u></p>	<p>買受人となるべき者の決定の通知及び公告</p> <p>14 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合には、法第 106 条第 2 項及び第 3 項《最高価申込者等を決定した場合の利害関係人に対する通知及び公告》の規定が準用されるから（法第 109 条第 4 項）、この通知及び公告については、第 106 条関係 3 から 5 までに準じて行う。</p> <p style="text-align: center;">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p>売却決定期日</p> <p>1 法第 113 条の「<u>起算して 7 日を経過した日</u>」については、<u>その日が</u>、休日等に当たっても延長されない（通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p>罰則の適用</p> <p>9 法第 141 条の質問及び検査については、法第 188 条及び<u>第 189 条</u>の規定による罰則の適用がある。</p> <p>(新設)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>その役員）が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>(2) <u>入札等をしようとする者が法人である場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ <u>入札等をしようとする者の役員が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p>ロ <u>自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合は、その役員）が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p style="text-align: center;">第 190 条関係 両罰規定等</p> <p>趣旨</p> <p>1 <u>法第 190 条</u>は、違反行為が法人又は人の業務又は財産に関して行われた場合には、行為者のほか、その法人又は人に対しても刑罰を科すること等を定めたものである。</p> <p>両罰規定の適用</p> <p>（法人の代表者等）</p> <p>2 <u>法第 190 条第 1 項</u>の「法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」とは、理事、代表取締役、人格のない社団等の代表者等その法人を代表する権限のある者をいい、「代理人」とは、法律行為を代理（民法第 99 条）して行うことができる者をいい、「<u>使用人</u>、<u>その他の従業者</u>」とは、事務員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>（業務又は財産に関する行為）</p> <p>3 <u>法第 190 条第 1 項</u>の「業務」に関する行為とは、事業主である法人又は人のためにその業務に関して行った行為で、その結果が事業主である法人又は人に及ぶものをいい、「財産」に関する行為とは、業務に関する行為以外の行為であって、法人又は人の財産に関連してその計算においてされる行為をいう。</p> <p>人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>	<p style="text-align: center;">第 189 条関係 両罰規定等</p> <p>趣旨</p> <p>1 <u>法第 189 条</u>は、違反行為が法人又は人の業務又は財産に関して行われた場合には、行為者のほか、その法人又は人に対しても刑罰を科すること等を定めたものである。</p> <p>両罰規定の適用</p> <p>（法人の代表者等）</p> <p>2 <u>法第 189 条第 1 項</u>の「法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」とは、理事、代表取締役、人格のない社団等の代表者等その法人を代表する権限のある者をいい、「代理人」とは、法律行為を代理（民法第 99 条）して行うことができる者をいい、「<u>使用人</u>、<u>その他の従業者</u>」とは、事務員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>（業務又は財産に関する行為）</p> <p>3 <u>法第 189 条第 1 項</u>の「業務」に関する行為とは、事業主である法人又は人のためにその業務に関して行った行為で、その結果が事業主である法人又は人に及ぶものをいい、「財産」に関する行為とは、業務に関する行為以外の行為であって、法人又は人の財産に関連してその計算においてされる行為をいう。</p> <p>人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>5 法第 <u>190</u> 条第2項の「法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定の準用」については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>5 法第 <u>189</u> 条第2項の「法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定の準用」については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p>